

児童通所支援 ご利用の手引き



令和7年2月発行

海老名市障がい福祉課

目次

1	児童通所支援とは	P 1
2	児童通所支援の種類と対象となる児童	P1
3	申請から利用までの流れ	P2
4	利用日数について	P3
5	一般相談支援	P3
6	児童相談支援	P4
7	利用者負担額	P5
8	就学前児童の発達支援無償化	P5
9	高額児童通所給付費	P6
10	多子軽減措置	P7

1 児童通所支援とは

発達につまずきのあるお子さんが本人の特性に配慮した支援を受けたり、お子さんの発達に気がかりのある保護者が専門機関に相談したりするサービスです。

お子さんの発達について、プログラムを通じて療育を行ったり、保護者の相談に乗ったりします。

【対象となる児童】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童
- ② 神奈川県指定難病（小児慢性特定疾病を除く）の診断を受けている児童
- ③ 療育の必要性が認められる児童（医師、臨床心理士、児童相談所等による、療育の必要性が記載された意見書をご提出してください。）

※転入等により既に他市で療育を受けていた場合は、他市で発行した児童通所支援の受給者証の写し等が必要です

※「放課後等デイサービス」の利用申請時に医師等の意見書または診断書の提出をお願いします。（上記③の方のみ）

なお、児童発達支援から継続利用の方も意見書等の提出は必要となります。

2 児童通所支援の種類と対象となる児童

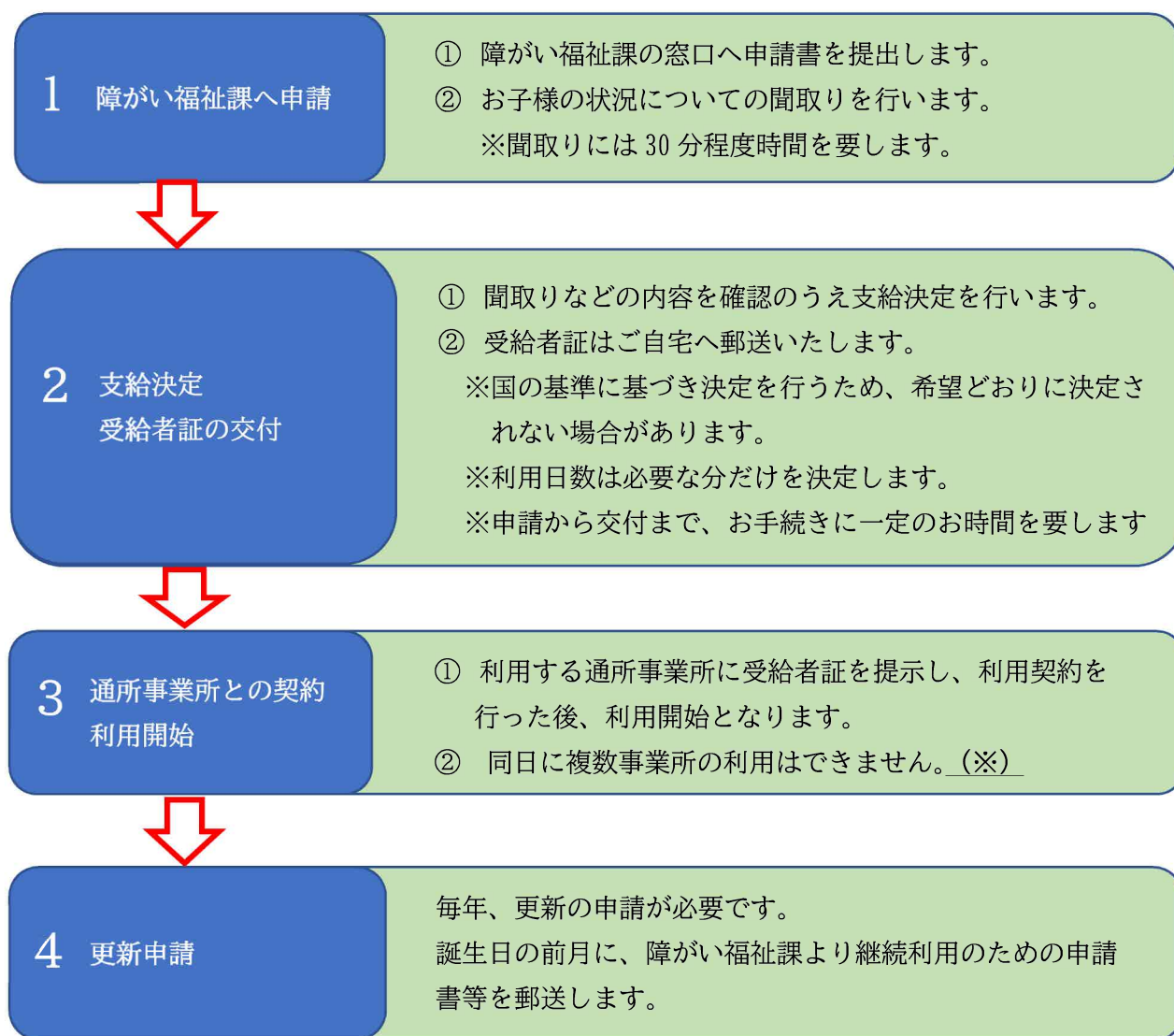
サービスの種類	内容	対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	就学前の児童
放課後等デイサービス	授業終了後、又は学校の休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。	就学中の児童 (原則 18 歳まで)
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、療育が必要な児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園に通園中又は、小学校等に通学中の児童
児童相談支援事業	相談支援専門員が、児童通所支援を利用する児童に対し、サービスの利用調整やサービスについての情報提供などの必要な支援を行います。また、支援利用計画を作成し、定期的にサービス等の利用状況のモニタリング（状況確認）を行います。	児童通所支援を利用する児童

3 申請から利用までの流れ

次の書類を添えて障がい福祉課にご申請ください。

- ① 身体手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は意見書等支援の必要性が分かるもの
- ② 児童通所給付支給申請書及び支援利用計画又はセルフプラン（※1）
- ③ 申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ④ 申請者と児童のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード（氏名・住所が住民票と一致している場合に限る）等）
- ⑤ 代理人による申請の場合は、代理人の身元確認ができるもの

（※1）保護者が自分で利用計画を作成することを希望する場合や、児童相談支援事業所が見つからない場合は、セルフプランを作成してください。



※通所支援事業所の見学

見学はいつでも可

（※）サービス利用上の注意事項

★利用は1日1か所のみ★

児童発達支援や放課後等デイサービスは、1日1回しか利用できません。同じ日に複数の事業所でサービスを受けることはできないのでご注意ください。

また、急病等で急遽欠席した際も利用と同じ扱いになる場合があるため、原則として同じ日に他の事業所の利用はできません。

4 利用日数について

利用日数は、実際のサービス利用予定に基づいて決定されます。

決定された利用日数を超えてサービスを利用したり、事業所と契約することはできません。

原則の上限日数等は次表のとおりです。

令和7年4月～の基準

令和7年4月より前に利用していた方については、令和7年4月から令和8年3月までは経過措置期間とし、**新基準適用は令和8年4月からとなります。**

サービス種類	上限日数
① 児童発達支援	原則：15日/月を上限 特例：保育、幼稚園等に通園していない（できない）場合、または手帳所持者は23日/月を上限
② 放課後等デイサービス	原則：15日/月を上限 特例：手帳所持者は23日/月を上限
③ 保育所等訪問支援	原則：2日/月を上限

※①、②の事業ともに特例の要件を満たさない場合であっても、児童相談支援事業所（※P1 参照）が必要と認めた場合には、23日/月以上の利用が可能となります。

5 一般相談支援

児童通所支援の利用前に、療育制度の説明、通所事業所の相談、療育以外の包括的な相談などの支援を行います。市でのお手続きなどは不要であり、療育を受ける上でのご不明点やご不安な気持ちなど気軽にご相談いただけます。

一般相談支援事業所	住所・連絡先	開所日時
grand-mere polaris (グランメールポラリス)	中新田1-13-19 046-206-6190	月～金 10時～18時
ティーズ相談支援	河原口1-1-7 杉山ビル207 046-208-2595 070-1464-4484	月～金 9時～17時

6 サービス等利用計画について

児童通所支援のご利用にあたっては、「支援利用計画」を作成する必要があります。これは、皆様が「なんのために」、「どんなサービスを」、「どれくらいの量」、「どの事業所で」利用するかを明確にして、サービスを効果的に利用するための計画書で以下の2種類があります。

★児童相談支援事業所による支援利用計画の作成

支援利用計画を、資格を持った事業所が作成します。市に申請をし、児童相談支援の支給決定を受ける必要があります。

★セルフプラン

支援利用計画を、保護者が作成します。現在お子さんがどのように生活されているか・どなたの支援を受けているか、お子さんや保護者が困っていること等をお書きいただきます。

児童相談支援事業所による支援利用計画の FAQ

支援利用計画って何ですか？

児童の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向を勘案し、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、効果的なサービス利用につなげるために作成されるものです。

誰が計画を作るの？

指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

どんなメリットがあるの？

相談支援事業所から、適切なサービス利用の提案が受けられます。本人の目標や、ニーズに基づいて計画を作成することで、本人や保護者のニーズに応じて複数のサービスを一体的に利用できます。

計画作成にかかる費用は？

利用者の方が負担する費用はありません。

モニタリングって何ですか？

相談支援事業所の相談支援専門員が児童通所支援決定の有効期間内に、サービスが適切に利用できているかどうかを評価し、報告書を作成します。モニタリングの結果により、必要に応じてサービス等利用計画の見直しがあります。

7 利用者負担額

利用者負担額は、原則としてかかった費用の一割負担となりますが、ひと月あたりの上限があります。上限額は、保護者の所得に応じて次の4区分に分かれています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、原則として上限額以上の利用料負担は生じません。（食費等実費分を除く）

年度途中で課税額が変更された場合、変更申請をすることができます。

所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市民税非課税世帯に属する者である場合
一般1	4,600円	市民税課税世帯に属する者であって、世帯員全員の所得割合計額が28万円未満の場合
一般2	37,200円	市民税課税世帯に属する者であって、世帯員全員の所得割合計額が28万円以上の場合

利用者負担上限額に注意

2か所以上の事業所と契約をしている場合、利用日数等によって、利用者負担額の合計が上限を超えてしまうことがあります。上限管理事業所を設定することで、上限を超えないよう調整されますので、複数の事業所の利用が見込まれる方は上限管理事業所の設定をしてください。

なお、上限管理事業所は原則として月の利用日数が一番多い事業所となります。

8 就学前児童の発達支援無償化

令和元年10月1日から就学前児童を対象とした児童発達支援等のサービスの利用者負担額が無償化されています。

対象となる期間	満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間です。
無償化される費用	サービス費用の利用者負担額 ※医療費や食費等の実費負担については、無償化の対象外です。
手続き	無償化にあたり、手続きは不要です。 令和元年10月以降、通所受給者証に「無償化対象」であることが記載されています。

9 高額児童通所給付費

同じ世帯に児童通所支援の利用者が複数いる場合等で、月ごとに世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えた時に、超えた額を還付します。

対象者	同一世帯の中で同一の月に受けた以下のサービスの利用者負担額を合算し、37,200円を超える方
対象サービス	① 障がい福祉サービス ② 児童通所給付費 ③ 障害者総合支援法に基づく補装具費 ④ 介護保険に基づく介護サービス費等
申請方法	<u>該当する方に申請書を障がい福祉課から送付します。</u> 申請書等記入後、障がい福祉課に返送ください。後日、指定口座に振り込みます。

10 多子軽減措置

平成26年4月から児童福祉法施行令の改正により多子軽減措置が導入され、児童通所支援を利用している、または幼稚園等に通う児童が同じ世帯に2人以上いる場合に、第2子以降の利用者負担額の軽減を行う多子軽減措置が始まりました。

(1) 軽減対象の判定について

小学校就学前の児童について、世帯の市町村民税所得割合算額と兄または姉の数によって軽減を判定します。(小学校就学後の児童は軽減の対象となりません。)

区 分			軽減判定
小学校就学後児童			軽減対象外
就 学 前 児 童	世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101円未満(※)	生計を同じくする兄または姉がいない	軽減対象外
		生計を同じくする兄または姉が1人いる	第2子軽減
		生計を同じくする兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減
	世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101円以上	児童通所支援または幼稚園などに通う就学前の兄または姉がいない	軽減対象外
		児童所支援または幼稚園などに通う就学前の兄または姉が1人いる	第2子軽減
		児童所支援または幼稚園などに通う就学前の兄または姉が2人以上いる	第3子以降軽減

(※) 今までは小学校に就学前の児童のみを対象とし、年齢の高い順に第1子、第2子・・・と数えていましたが、平成28年4月以降、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯については、小学校に就学後（年齢は問わず）の兄または姉も含み、年齢の高い順に数えることとなりました。

(2) 軽減後の負担額

下記の①から③までの額を合算した額と受給者証記載の負担上限月額を比較し、低い金額が利用者負担額となります。

① 軽減対象外の児童	サービスにかかる総費用額の100分の10
② 第2子軽減対象児童	サービスにかかる総費用額の100分の5
③ 第3子以降軽減対象児童	0円

(1) 多子軽減措置の手続き

利用料の軽減を受けるためには、市への申請手続きが必要となります。

以下の書類を添えて、障がい福祉課に申請書を提出してください。

提出書類	① 市民税の所得割額（世帯の合計額）が77,101円以上の場合 ➡兄又は姉の幼稚園等の通園証明書
	① 市民税の所得割額（世帯の合計額）が77,101円未満の場合 ➡住民基本台帳上、同一世帯に兄又は姉がいることが確認できる場合は、書類の提出は不要です。

支援をつなぐ「サポートファイル」

サポートファイルは、子どもが生まれてからの成長発達と、生活の中での工夫や困りごとなどを記録することで、支援を必要としている方が適切に支援を継続的に受けられることを目的としてお渡ししているものです。子どもの成長発達を記録していることで、保育所（園）、幼稚園、学校など利用機関が変わっても情報が引き継がれ、支援が途切れないう、適切なサポートを継続して受けやすくなります。また過去の記録を振り返るときも役立ちます。

★よくある質問★

Q. サポートファイルをもっていない。どこで受け取ることができますか？

A. 障がい福祉課でお渡ししております。

Q. サポートファイルはいつから使い始めたらいいですか？

A. 障がい手帳の所持や診断の有無にかかわらず、支援を必要とする方が必要性を感じたときからご活用ください。

★お問合せ先★

制度に関すること及びサービス利用に関することについて、ご不明点等があれば下記までお問合せください。

海老名市障がい福祉課相談支援係

TEL 046-235-4812